

事務事業名	栃木県後期高齢者医療広域連合参画事業				担当	市民生活部 国保年金課 高齢者医療係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285 - 83 - 8593		
施策名	5	高齢者の自立と社会参加の支援				☐ 実施計画上の主要事業			
基本事業名					事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠	高齢者の医療の確保に関する法律、栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、真岡市後期高齢者医療に関する条例					☒ 単年度繰返（開始年度 平成20 年度～）			
予算科目	3. 後期高齢者医療特別会計	2. 後期高齢者医療広域連合納付金	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1. 後期高齢者医療広域連合納付金		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）			
事業概要	平成20年4月1日から施行された後期高齢者医療制度は、保険者として県単位で設立された広域連合が事業を運営している。 被保険者は、75歳以上の方（65歳以上75歳未満で一定の障害があり、保険者が認定した方も含む）である。 関係市町は保険料の徴収と、被保険者資格の異動届出受付等の窓口事務を行うとともに、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定制度負担金を広域連合に納付している。 後期高齢者医療の保険料率は、概ね2年を通じて財政の均衡を保つことができるよう設定することが定められているが、平成28・29年度の保険料率は、均等割額・所得割率とも平成26・27年度から現行通り据え置くことで決定している。								

1. 現状把握の部 （1）事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 27年度実績 転入・転出・転居・死亡等の事由による被保険者資格異動届出の受付、葬祭費の申請受付及び被保険者証の再発行等の窓口事務を行い、広域連合にそれらに関する申請書等の受付書類や異動処理データの送信を行った。 また、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定制度に係る負担金を広域連合に納付した。 28年度計画 27年度に同じ。				⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移 名称 単位 24 年度(実績) 25 年度(実績) 26 年度(実績) 27 年度(実績) 28 年度(見込) ア 資格等異動事務取扱件数 件 3,641 3,369 3,334 3,687 3,450 イ 広域連合納付金額 千円 537,146 559,497 578,993 576,472 620,773 ウ エ オ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 栃木県後期高齢者医療広域連合 被保険者				⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移 名称 単位 24 年度(実績) 25 年度(実績) 26 年度(実績) 27 年度(実績) 28 年度(見込) ア 栃木県後期高齢者医療広域連合 団体 1 1 1 1 1 イ 被保険者数（4月1日現在） 人 8,527 8,692 8,715 8,804 8,914 ウ エ オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 広域連合による事務の共有化で、医療給付等の事業を効率的かつ円滑に実施する。				⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移 名称 単位 24 年度(実績) 25 年度(実績) 26 年度(実績) 27 年度(実績) 28 年度(見込) ア 被保険者一人当たり納付金額 円 62,993 64,369 66,436 65,478 69,640 イ ウ エ オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 後期高齢者医療制度が健全に運営され、被保険者が適正な医療給付を受けることができる。				⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移 名称 単位 24 年度(実績) 25 年度(実績) 26 年度(実績) 27 年度(実績) 28 年度(見込) ア 適正な医療給付を受けている被保険者の割合 % 100 100 100 100 100 イ ウ エ オ						
(2) 総事業費の推移				単位	24 年度(実績)	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	
			県支出金	千円	0	0	0	0	0	
			地方債	千円	0	0	0	0	0	
			その他	千円	117,360	118,633	131,341	139,535	151,794	
			一般財源	千円	419,786	440,864	446,286	436,938	468,979	
			事業費計（A）	千円	537,146	559,497	577,627	576,473	620,773	
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	
			延べ業務時間	時間	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	
			人件費計（B）	千円	4,538	4,389	4,559	4,525	4,525	
			トータルコスト（A）+（B）	千円	541,684	563,886	582,186	580,998	625,298	
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等										
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？		高齢者医療制度の安定確保を目的に、従来からの老人保健制度が廃止され、平成20年4月1日から75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度がスタートした。 法に基づき、栃木県後期高齢者医療広域連合が設立され、医療給付等の事業が開始された。								
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？		現行の後期高齢者医療制度を廃止して新たな制度に移行するため、「社会保障制度改革推進法」（平成24年8月成立）に基づき、「社会保障制度改革国民会議」において制度の改革、廃止等について検討が行われたが、平成25年8月に、後期高齢者医療制度は現在では十分定着しており、現行制度を基本とするとの報告がなされた。 なお、近年の高齢社会への進展により、後期高齢者医療の被保険者は年々増加する傾向にある。								
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？										

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 高齢者に必要な医療保険制度である。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、市が参画する広域連合が行うべき事業として実施している。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき実施している。
有効性 評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 高齢者の医療の確保に関する法律等に基づくものである。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 被保険者が適正な医療給付を受けられなくなる。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 高齢者の医療の確保に関する法律等に定められている。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 最小限の人件費で行っている。
公平性 評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 高齢者の医療の確保に関する法律等に定められた事業である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える		(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																						
			削減	維持	増加																				
成果	向上																								
	維持		○																						
	低下																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																									
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																								